

CU三多摩ニュース No.47

2019. 6. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

☎Fax 042-571-1166/090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

働くルールの確立、命と暮らし 守る参院選挙、市民と野党共闘で あべ暴走政治にストップかけよう!!

執行委員長 佐藤義見

安倍暴走政治にストップをかけるための、歴史的な参議院選挙が目前に迫っています(7月4日公示、21日投開票)。

これに先立って、去る5月29日、『安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合』から、「立憲野党4党1会派の政策に対する市民連合の要望書」が出されました(別掲)。

13項目に渡るこの「要望書」は“誰もが自分らしく暮らせる明日へ”と題されています。

9条「改定」反対・立憲主義を守るを中軸として、沖縄辺野古新基地建設反対・原発再稼働反対・消費税率引き上げ中止等々と並んで、10番目には「8時間働けば暮らせる、働くルールの確立」「最賃1500円」等の政策目標が提起されました。

私たちCU三多摩にとって、この「要望書」に提起された全項目は、双手を挙げて支持出来る画期的なものです。

この要望書に対して、直ちに4党1会派の党首から連名で「共に全力で闘います」との署名入り回答が寄せられました。これも画期的なことです。

その後、この5会派の協議で、改選1人区(32区)の全てで、野党統一候補が決まりました。

各会派と市民連合が、そして全国のより良い暮らしと平和を願う広範な人々が力をあわせて闘い抜くことが出来るならば、新しい希望が実現す

るでしょう!!

各会派の協議共同がさらに進んでいけば、政権を奪取するための、より具体的な政策がつけられ、より大きな展望を切り拓く事も出来ます。

私たちCU三多摩に結集する組合員も、全国の働く仲間と手を携えて、この歴史的参院選の勝利のために、全力を尽くそうではありませんか。

立憲野党4党1会派の政策に対する市民連合の要望書—誰もが自分らしく暮らせる明日へ

(13項目中4項目抜粋)

1、安倍政権が進めようとしている憲法「改定」とりわけ第9条「改定」に反対し、改憲発議そのものをさせないために全力を尽くすこと。

4、沖縄県名護市辺野古における新基地建設を直ちに中止し、環境の回復を行うこと。さらに、普天間基地の早期返還を実現し、撤去を進めること。日米地位協定を改定し、沖縄県民の人権を守ること。また、国の補助金を使った沖縄県下の自治体に対する操作、分断を止めること。

6、福島第一原発事故の検証や、実効性のある避難計画の策定、地元合意などのないままの原発再稼働を認めず、再生可能エネルギーを中心とした新しいエネルギー政策の確立と地域社会再生により、原発ゼロ実現を目指すこと。

10、地域間の大きな格差を是正しつつ最低賃金「1500円」を目指し、8時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立し、貧困・格差を解消すること。また、これから家族を形成しようとする若い人々が安心して生活できるように公営住宅を拡充すること。

★ ★ ★

上記要望を受け止め、参議院選挙勝利に向けて、ともに全力で闘います。

立憲民主党代表・枝野幸男/国民民主党代表・玉木雄一郎/日本共産党委員長・志位和夫/社会民主党党首・又市征治/社会保障を立て直す国民会議代表・野田佳彦

1500人CU東京へ第11回定期大会

一 三多摩から14人参加し討論 一



結成10周年を迎えたCU東京は、6月22日、第11回定期大会をラパスホールで開催。代議員・

来賓合わせて84人が参加し、大成功しました。

大会では、執行部から春の拡大は93人、5つの支部が目標達成したこと、どの地域でも「駆け込み寺」の役割を担い、働く者に寄り添った相談活動を展開していると報告。また安倍政権の消費税増税や憲法9条改憲を阻止し、参議院選挙での勝利に貢献しようとの呼びかけがありました。

大会終了後、大学内の職場を突然解雇され、闘っているA大学2部の学生2人が組合に加入。大きな拍手が贈られました。

三多摩からは14人が参加、三宅書記長が労働相談の実績や宣伝活動、300人めざす取組みについて発言しました。

CU三多摩第5回定期大会は、8月4日、午後2時から国分寺労政会館で開催します。全組合員が参加対象です。大会を成功させ、早期に300人の組合を実現しましょう。

労働相談解決しました

研修費の退職時15万円天引き、 「労基法16条違反」と撤回させる

Aさんは都内の大手の警備会社で、学校警備に従事していました。Aさんは、就労後すでに5年以上経過し、2年前に無期限雇用になっていました。しかし本年3月の入札で同学校の警備を他社が受注。勤務場所の変更が提起されましたが、通勤に2時間以上かかるため退職し、転職。

最後の給与が支給された際、給与から以前に受講した警備業務に関する研修費用15万円が天引

きされたと相談を寄せました。会社の言い分は「受講料は総額で24万円だが、受講前に3年以内に退社した場合は全額返金するという上申書を提出している。今回退社したので一部天引きした」というのです。

組合は、これは本人の了解なしに給与から控除することを禁じた労基法第24条違反であり、あらかじめ違約金を求める上申書は労基法第16条違反で、まして受講は就業時間内であることから、請求は違法と申し入れました。

結果として会社から「15万円は返金する。残額についても求めない」との回答があり、返金されました。その後、退職金も支給されました。

今回の問題は、以前取り組んだ看護学校の学費にお礼奉公を求めるものに似ていましたが、違っているのは勝手に天引きした点と研修の受講が就労時間内で労働の対象となっていたところです。申し入れで早期に解決した事案でした。

(三宅 記)

八王子合同法律事務所創立45周年 労働事案解決アドバイス受ける



5月31日、CU三多摩の顧問でもある白根心平弁護士の所属する八王子合同法律事務所の45周年を祝うレセプションが開かれました。CU三多摩からは、招待を頂き佐藤委員長を始め、事務局を中心に出席し、紹介を受けました。

白根弁護士は毎月のCU三多摩の事務局会議にご参加いただき、法律上の的確なアドバイスをいただき、相談解決の大きな力になっています。